

次世代法に基づく岡崎市福祉事業団行動計画

仕事と家庭を両立しやすい環境を整備し、育児休業の取得促進やワークライフバランス向上のため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間： 2025 年 4 月 1 日～2030 年 3 月 31 日

2. 状況把握

(1) 育児休業等の取得率（直近事業年度）

男性 100% 女性 100%

(2) 1 人あたり残業時間数（直近事業年度）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
「法定時間外労働 ＋ 法定休日労働」	1,079	857	864	902	904	1,073	991	930	880	876	1,071	1,492	11,918
対象労働者数	202	202	203	206	207	207	210	210	210	211	211	212	2,491
平均残業時間数	5.3	4.2	4.3	4.4	4.4	5.2	4.7	4.4	4.2	4.2	5.1	7.0	4.8

3. 目標

(1) 育児休業等の取得率向上（男女ともに取得率 100%を目指す）

【取組】休暇・休業や短時間勤務制度を全体に周知するとともに、該当者に個別連絡・意向確認を行う。

【取組実施時期】2025 年 4 月より計画期間を通じて随時実施（対象者には取得前後に個別案内）

(2) 残業時間の削減（月平均 4 時間以下）

【取組】毎月の残業時間数を管理職員で共有して意識向上を図る。また、業務改善制度の実施により業務の効率化を推進する。

【取組実施時期】2025 年 4 月より計画期間を通じて毎月実施（残業時間数の共有、業務改善制度の募集・評価・公表）

(3) 年次有給休暇の取得促進

【取組】課長会議等で取得状況を定期的に報告し、施設長経由で取得の促進を図る。

【取組実施時期】計画期間を通じて継続的に実施（四半期ごとに報告）

(4) ハラスメントの防止

【取組】 定期的な全体通知、資料の掲示を行う。個別相談があった場合は早急かつ適切に対応する。

【取組実施時期】 2025 年 4 月より計画期間を通じて継続実施